

リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備
(リサーチ・アドミニストレーションシステムの整備)に係る審査実施要領

平成23年6月30日

「リサーチ・アドミニストレーターを育成・
確保するシステムの整備」推進委員会

平成24年2月20日一部改正

(目的)

- 1 この実施要領は、「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」推進委員会（以下「推進委員会」という。）において行う「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」（リサーチ・アドミニストレーションシステムの整備）（以下「URA活用・育成支援」という。）の審査に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(審査方法)

- 2-1 URA活用・育成支援の審査は、「URA活用・育成支援」構想等調書（以下「構想等調書」という。）及び構想等調書の補足資料を活用して行う。

審査に当たっては、まず、審査小委員会委員（以下「委員」という。）が構想等調書を基に書面審査を行い、その結果を集計した上で審査小委員会において合議審査を行う。

- 2-2 応募条件を満たさない構想等調書については、審査の対象から除外する。

- ・ URA配置支援対象員数が、下限として設定した員数未満の構想。
- ・ 応募対象（事業タイプ）を「選択していない」又は「複数選択している」構想。
- ・ その他、応募条件に明らかに反するとみなされる構想。

(書面審査)

- 3-1 書面審査では、構想等調書により、各評定要素について下表の評点区分に従い4段階の絶対評価を行う。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

- 3-2 評定要素は次の各号のとおりとする。

(1) URA組織体制・機能強化の先導的取組

- ・ 構想全体から、本事業（制度）の目的に適合する内容と考えられ、かつ、全国の大学等におけるURAシステム定着に向けた先導的な取組が期待されるか。

- ・ 補助事業の進捗、成果等に関する情報発信は、機関ホームページの活用等による適切な計画となっているか。

(2) 機関におけるUR A組織体制・機能の整備

- ・ 機関として適切な事業実施体制が構築されるとともに、機関の中長期的な研究推進・財務・人事労務構想として一貫した方針に基づき事業が実施されることが見込まれるか。
- ・ 「機関におけるUR A組織体制等の構想①」のア)からウ)に示す各事項の構想が適切であり、機関における研究推進体制・機能の高度化・効率化に向けた成果が期待できる実現性の高い内容となっているか。また、「UR A組織体制・機能の整備によりもたらされる効果」が明確に設定され、事業の趣旨及び事業タイプに照らし妥当なものであるか。
- ・ 補助事業によるUR A組織体制・機能の整備構想は、選択した事業タイプに対応する内容となっているか。
- ・ 「事業の年度別計画」は、構想全体を踏まえた適切な計画となっているか。

(3) 機関におけるUR A職の取扱い

- ・ 「機関におけるUR A組織体制等の構想①」のア)からウ)に示す各事項におけるUR A配置支援員数の規模や職務内容は適切であるか。
- ・ 「機関におけるUR A組織体制等の構想②」のエ)に示す各事項の構想が適切であり、UR A組織体制・機能の整備に資するとともに、専門性の高い職種としてのUR A定着の促進に資する実現性の高い内容となっているか。
- ・ 従前の職制によらない第三の職の整備など、UR Aを専門性の高い職種として定着させようとする特徴的な取組(計画)のうち、実現性の高い特に効果的な取組と判断される内容については、評価を高める要素として考慮する。

3-3 3-2の各評定要素に関する評価結果を踏まえ、下表の評点区分に従い5段階の相対評価で総合評点を付すこととし、併せて、コメントを、①評価できる点、②課題と考えられる点に分けて簡潔に記載する。(なお、応募件数が少数である等、相対評価により難しい場合にはこの限りではない。) 評点分布の目安は、各応募対象(事業タイプ)に応募のあった事業の件数に対応させることとする。

評点区分	評 定 の 目 安	評点分布の目安
5	非常に優れた構想等であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた構想等であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた構想等を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには構想等に不十分な点があり、採択を見送るべき	20%
1	構想等に問題があり、採択に値しない	10%

3-4 上記のほか、事業経費の効果的・効率的配分を図る観点から、事業経費の内容について、下記

の評点要素をふまえ下表の評点区分により評定を付すこととする。

- ・ URA雇用のための人件費
- ・ URA雇用のための人件費以外の経費

評点区分	評 定 基 準
○	事業計画と経費が整合しており、事業経費は概ね妥当である。
△	事業計画と経費の整合は認められるが、減額が可能である、又は、減額すべきである。
×	事業計画と経費が整合性を欠く。

3-5 各委員による評価やコメントについては、事務局において「総合評価書」として取りまとめ、合議審査の資料とする。

(合議審査)

4-1 合議審査に際し、書面審査の結果に基づきヒアリング対象機関を選定し、ヒアリングを実施するものとする。

4-2 ヒアリングの進め方は次の各号のとおりとする。

(1) 1応募機関当たりのヒアリング時間の配分は以下を目安とするが、質疑応答等のためにやむを得ない場合は、主査の判断により必要な範囲で増減することができる。

- | | | |
|---------------|-----|-------|
| ・ 応募機関による説明 | 10分 | } 30分 |
| ・ 質疑応答 | 15分 | |
| ・ 審議及びコメントの記載 | 5分 | |

(2) 説明者は、各応募機関で3名以内とする。

(3) 説明資料は、「構想等調書」及び「構想等調書の補足資料（プレゼンテーション資料）」とする。

4-3 各委員は、ヒアリング内容を踏まえ、下表の評点区分に従い4段階の相対評価で評点を付すこととする。評点分布の目安は、各応募対象（事業タイプ）における審査対象事業の件数に対応させることとする。

評点区分	評 定 の 目 安	評点分布の目安
5	最優先で採択すべき	20%
4	積極的に採択すべき	20%
2	採択してもよい	30%
1	採択を見送るべき	30%

4-4 ヒアリング終了後、各委員の審査結果に基づき、合議により採択応募機関を選定する。なお、

評点の集計結果が同程度の場合にあつては、多様性を考慮した選定とすることができるものとする。

(守秘の徹底)

5-1 審査の過程は、非公開とする。

5-2 委員は、審査の過程で知ることのできた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- (1) 構想等調書、構想等調書の補足資料及びそれらの内容（採択されたもののうち応募者が情報提供に同意したものを除く。）
- (2) 応募機関の情報（公表された採択応募機関を除く。）
- (3) 審査においてヒアリング対象応募機関となっているかどうかに関する情報
- (4) 審査に関連して各委員を特定できる情報（氏名、所属機関を含む。）及び各委員の発言内容
- (5) 各委員による審査評点、コメント及びその集計結果
- (6) 審査結果（応募機関に開示されるまでの間）
- (7) 委員の氏名等（採択応募機関が決定され、委員氏名が公表されるまでの間）
- (8) その他非公表とされている情報

(利害関係者の排除)

6 委員は、自らが所属する機関が応募した構想等調書の審査に参画しないものとする。